

本庁舎照明設備ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、函館市が実施する本庁舎照明設備ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

１ 業務概要

- (1) 件名 本庁舎照明設備ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業業務
- (2) 目的 ゼロカーボンシティの実現に向け、地球温暖化対策の取り組みの一つである温室効果ガス排出量の削減を目指し、第２次函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、公共施設における照明設備のＬＥＤ化を進めることを目的とする。
- (3) 内容
本庁舎の照明設備ＬＥＤ化について、ＥＳＣＯ事業により実施するものであり、別紙１「企画提案仕様書」に基づくこと。
- (4) 契約期間等
契約期間：契約締結日から令和１１年３月３１日まで
 - ・ ＥＳＣＯ設備の工事期間：契約締結日から令和８年３月３１日まで
 - ・ ＥＳＣＯサービス期間：令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間
- (5) 契約上限額 ３７５，６６０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
本業務の委託契約について、各会計年度における提案上限額は次のとおりである。なお、令和８年度～令和１０年度については、債務負担行為に係る契約である。

令和７年度	３６８，１００，０００円
令和８年度	２，５２０，０００円
令和９年度	２，５２０，０００円
令和１０年度	２，５２０，０００円
- (6) 業務担当部課
函館市財務部公共施設マネジメント室（市庁舎５階）
〒０４０-８６６６ 函館市東雲町４番１３号
電 話 ０１３８-２１-３９５５
ＦＡＸ ０１３８-２１-３５１０
e-mail management@city.hakodate.hokkaido.jp
担 当 館山，福山
- (7) ホームページ
本プロポーザルに関する情報や様式等は、本市ホームページに掲載する。
アドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025032100052/>

2 スケジュール（予定）

実施要領の配布	令和7年3月24日（月）
質問受付期間	令和7年3月24日（月）から 令和7年3月31日（月）まで
質問回答	令和7年4月3日（木）頃[ホームページ公表]
参加申込書受付期間	令和7年4月1日（火）から 令和7年4月7日（月）まで
参加資格確認結果通知	令和7年4月10日（木）まで
ウォークスルー調査期間	令和7年4月14日（月）から 令和7年4月18日（金）まで
企画提案書提出期間	令和7年4月10日（木）から 令和7年4月30日（水）まで
プレゼンテーション， ヒアリング	令和7年5月上旬
審査結果の通知・公表	令和7年5月上旬
現地調査，詳細協議， 仕様作成期間	令和7年5月上旬から中旬まで
仮契約	令和7年5月下旬
本契約	令和7年6月中旬
E S C O設備の工事期間	契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
E S C Oサービス期間	令和8年4月1日（水）から 令和11年3月31日（土）まで

3 参加資格要件

企画提案に参加する者（グループ応募の場合は，構成員を含む。）は，次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定，民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。
- (7) 参加者は，以下の役割を全て担うものとし，グループ応募の場合は，各構成員が次の役割を分担（1者が複数の役割を担うことができる。）するものとする。

ア 事業役割・・・本市の対応窓口となり，契約等諸手続を行い，本事業遂行の責を負うこと。

- イ 設計役割・・・設計・計画・監理に関する業務を実施すること。
- ウ 施工役割・・・施工に関する業務を実施すること。
- エ その他役割・・・E S C O設備の維持管理，効果の計測・検証に関する業務を実施すること。

(8) 参加に関する留意事項

- ア 本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者，あるいはグループであること。
- イ 電力使用量の削減量および電気料金の削減金額を検証することができる者で，提案者が予定していた削減効果が未達成の場合には，補償措置を講じることができる者であること。
- ウ グループ参加を希望する場合は，事業役割を担う代表者を1者選定すること。
- エ 構成員は，原則，変更しないこと。ただし，やむを得ない事情が生じた場合は，本市と協議を行い，本市がこれを認めたときはこの限りではない。その際，追加・変更する構成員は，本実施要領に定めた条件を満たすこと。
- オ 本事業提案提出後において，事業運営を目的とした特別目的会社等を設立することができるものとし，設立の条件などについては，本市と協議したうえで合意を得ること。

(9) 施工役割を担う構成員について

- ア 函館市競争入札参加有資格者名簿の業種「建設工事」，工種「電気工事」に登録されている事業者で構成すること。
- イ 函館市内に本店を置く者であること。

4 質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は，様式2「質問書」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月31日（月）まで

(2) 提出先

1 (6)に同じ

(3) 提出方法

電子メールによる。メールを送付後，電話でメールの到着を確認すること。

(4) 回答方法

市ホームページに掲載し，個別には回答しない。また，回答は，本要領の追加または修正とみなす。なお，意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

アドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025032100052/>

5 参加申込書の提出等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は，次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお，期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は，このプロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式1－1）
- ② 構成員調書（様式1－2）[グループで応募する場合]

- ③ 交付3か月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（写）
- ④ 誓約書（様式1－3）
- ⑤ 直近の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
- ⑥ 交付3か月以内の函館市の市税の納税証明書（写）[納税義務がある場合]
- ⑦ 交付3か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）
- ⑧ 委任状（様式1－4）[本店から支店・営業所等へ、参加申込および企画提案等について権限を委任する場合]

イ 提出期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月7日（月）午後5時まで

ウ 提出先

1(6)に同じ

エ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記イ必着とする。

オ その他

1者が複数のグループの構成員となることはできない。グループ応募の場合、構成員個別の書類（上記ア③から⑧）は代表者が集約し、他の書類と併せて市へ提出すること。

(2) 結果の通知等

市は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和7年4月10日（木）までに申込者へ結果を書面で通知する。参加資格を満たす者には、結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

(3) 配布資料

企画提案書の提出を要請された者には、業務に必要な既設竣工図面（JW-CAD形式、PDF形式）を送付する。

本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、使用することはできない。

なお、提案後は速やかに資料を破棄すること。

(4) ウォークスルー調査

企画提案書の提出を要請された者を対象に、次のとおりウォークスルー調査を実施する。希望者は、調査希望日時を記載し、電子メールで申し込むこと。メールを送付後は、電話でメールの到着を確認すること。なお、調査希望日時については、調整する場合があります、状況により調査できない箇所が発生することがある。

ア 受付期間

令和7年3月24日（月）から令和7年4月7日（月）まで

イ 調査期間

令和7年4月14日（月）から令和7年4月18日（金）

午前9時から午後5時まで

6 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提案内容

次の事項について提案すること。

- ア E S C O関連事業実績一覧表 様式4
- イ 設計・施工計画について 様式5

- ウ 維持管理について 様式 6
- エ 電力使用量の削減保証量について 様式 7
- オ 価格等について 様式 8
- カ 地域経済への貢献について 様式 9

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出様式

A 4 判 (A 3 判の折込可)

イ 提出部数

① 企画提案書 [表紙] (様式 3) 正本 1 部

② 企画提案書 正本 1 部, 副本 10 部

※副本のうち 5 部 (本プロポーザル審査委員会委員審査用) は, 企画提案者の名称を消去または墨塗りすること。

ウ 提出期限

令和 7 年 4 月 30 日 (水) 午後 5 時まで

エ 提出先

1 (6) に同じ

オ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は, 上記ウ必着とする。

(3) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は, 当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は, プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは, 提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は, 企画提案者から提出された企画提案書等について, 函館市情報公開条例 (平成 13 年 3 月 28 日 条例第 7 号) の規定による請求に基づき, 同条例第 7 条に規定する非公開情報を除き, 第三者に開示することができるものとする。

7 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および最適提案者の選定を行うため, 5 名で構成された本庁舎照明設備 LED 化 E S C O 事業業務に係るプロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」という。)を設置する。

別紙 2 「本庁舎照明設備 LED 化 E S C O 事業業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱」参照

(2) プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

企画提案者を対象に, 非公開の対面によりプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

ア 実施時期

令和 7 年 5 月上旬

詳細については, 企画提案者に対し後日通知する。

イ 時間

- ・企画提案者によるプレゼンテーション 15 分
- ・審査委員によるヒアリング (質疑応答) 15 分

ウ 参加者

企画提案者 1 者（グループ応募含む。）につき 3 名以内，提案内容に直接携わる者がプレゼンテーションを行うこととする。

なお，企画提案者以外の参加は，不可とする。

エ 実施方法

- ・プレゼンテーションおよびヒアリングは，企画提案書の提出順に行う。
- ・プレゼンテーションでは，提出書類以外のものを提示できないものとする（画像やパワーポイントを使用した説明が可能，機械操作担当として 1 人を追加できる。）。詳細については別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案書，プレゼンテーションおよびヒアリングの結果を評価基準に基づき評価する方法とする。

(4) 評価基準

別紙 3「評価基準」のとおり

8 最適提案者の選定

評価点の合計が最も高く，70 点以上の者 1 者を最適提案者として選定する。

なお，該当者が 2 者以上あったときは，審査項目②の評価点が高い者を最適提案者として選定する。

すべての企画提案者の評価点の合計が 70 点に達しない場合は，最適提案者を選定せず，本プロポーザルの手続きを中止する。

9 審査結果の通知

市は，特別な理由がない限り，審査委員会で選定された最適提案者を受託候補者として決定し，企画提案者へ次の事項を書面で通知する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・企画提案者（通知の相手方）の順位
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点合計
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

10 審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後，函館市ホームページにおいて，次の事項を公表する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・全企画提案者の評価点合計
- ※受託候補者以外の企画提案者名は表示しない。
- 企画提案者が 2 者の場合，2 位の者の評価点合計は表示しない。
- ・受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は、当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し、市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

函館市契約条例施行規則第7条第1項、第2項第1号および第2号の定めるところによる。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、または、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行または本市が確実と認める金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 契約書作成の要否

要する。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13 その他

(1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案書は、1者につき1提案に限る。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて提案者が負う。